

我孫子市における kintone 利用規約

1. 目的

本利用規約は、サイボウズ株式会社が提供している Web データベース型の業務アプリ構築クラウドサービスである kintone（キントーン）の実証実験における利用に関し、職員が遵守すべき事項を記載することを目的とする。

2. 対象となるサービス

cybozu.com 上で提供する kintone

3. 対象となる職員

すべての職員とする。

4. 有効期間

本利用規約は、kintone の実証実験期間内の令和 5 年 5 月 31 日まで効力を有する。

5. kintone 上で利用できる情報

(1)kintone 上で利用できる情報は、我孫子市情報資産保全対策方針（我孫子市セキュリティポリシー）の情報資産の重要性分類に定める重要性分類 I、II、III 及び IV の情報とする。ただし、重要性分類 I 及び II の情報はその機密性を考慮し、外部に漏洩することのないよう十分に注意すること。

(2)特定個人情報、kintone 上では利用することができない。

(3)職員の氏名、職員番号その他職員個人に係る情報については、必要な範囲でのみ利用可能とする。

6. アカウントの管理

(1)アカウントの管理は、行政管理課情報システム係が行う。

(2)アカウントの ID・パスワードは決して他者に漏洩してはならない。また、アカウントの ID を他者と共有してはならない。

(3)共用アカウントについては、操作権限を付与されている者以外の者に ID・パスワードを漏らしてはならない。

(4)アカウントの ID・パスワードが他者に漏洩したことが判明した場合は、速やかにアカウントの管理者に届け出ること。

7. 利用可能な端末

- (1)市から貸与された端末で kintone を利用すること。
- (2)私物の端末からの kintone へのアクセスは一切認めない。

8. 操作可能な日時

- (1)kintone を操作できる時間は、各職員の正規の勤務時間及び所属長が命ずる時間外勤務時間とする。
- (2)上記以外の時間は操作を行ってはならない。

9. アプリの作成及び管理

- (1)アプリの作成者は、アプリの管理権限を有する者を定め、作成者グループに登録を行うこと。アプリの管理権限を有する者は、以下のとおり適切にアプリの管理を行うこと。
 - ①アプリに修正の必要が生じた場合には、適切に修正を行うこと。
 - ②アプリの管理権限を有する者及びアプリを使用出来る者を適切に設定すること。
 - ③使用しなくなったアプリは削除をすること。
- (2)アプリの作成者が人事異動により課室や係から異動する場合は、適切に管理ができる者へ管理（作成者）の権限を引き継ぐこと。
- (3)重要性分類Ⅱ、Ⅲ及びⅣの情報を扱うアプリの作成及び公開は、所属長に承認を得るものとする。また、管理するデータを考慮し、必要なアクセス制限を行うこと。
- (4)重要性分類Ⅰの情報を取り扱うアプリを作成する場合には、必要なアクセス制限を行うとともに、所管部長に以下の事項を届け出て承認を得ること。また、利用を終了する時も同様の承認を必要とする。
 - ①アプリの名称
 - ②アプリの利用目的
 - ③アプリを管理する者の氏名
 - ④アプリの利用開始日・利用終了（予定）日
- (5)重要性分類Ⅰの情報のうち、要配慮個人情報^{※1}（個人情報の保護に関する法律第2条第3項）及び機微（センシティブ）情報^{※2}（金融分野ガイドライン第6条第1項）を含む情報を取り扱うアプリを作成する場合には、必要なアクセス制限を行うとともに、所管部長及び行政管理課に以下の事項を届け出て承認を得ること。また、利用を終了する時も同様の承認を必要とする。
 - ①アプリの名称
 - ②アプリの利用目的
 - ③アプリ内で取り扱うすべての情報の名称
 - ④アプリの管理権限を有する者のアカウント情報
 - ⑤アプリの操作を許可したアカウント情報

⑥アプリの利用開始日・利用終了（予定）日

⑦アプリの管理責任者の氏名

※1 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報

※2 機微（センシティブ）情報

人種、犯罪の経歴、信条、病歴、身体・知的・精神障害等、健康診断の結果等、医師等による保険指導・診療・調剤、社会的身分、犯罪により害を被った事実、刑事事件に関する手続、少年の保護事件に関する手続に関する情報

10. カスタマイズ及びサービス連携

kintone アプリに対し、kintone 本来の機能以外の機能追加や kintone 以外のサービスとの連携機能を追加する場合の運用は、以下のとおりとする。

- ・市の kintone ドメインへのプラグインの追加は、kintone のシステム管理者権限を持つアカウントのみが行えるものとし、ドメインに追加されたプラグインであれば、アプリ作成者が自由に kintone アプリへのプラグイン追加を行えるものとする。
- ・アプリ作成者は、市の kintone ドメインへプラグインの追加を依頼する場合は、プラグインの名称、プラグインの使用用途、プラグインの機能を行政管理課に申請しなければならない。
- ・アプリ作成者は、JavaScript や CSS によるカスタマイズ、API トークンや Webhook を用いたサービス連携などを行う場合は、そのアプリの本格運用を開始する前に行政管理課においてコードレビューや動作検証を受けなければならない。
- ・行政管理課は、申請のあったプラグイン、カスタマイズ、サービス連携について、アプリ作成者の意図した動作やセキュリティ上の安全性が担保されているかなどの確認を行い、利用の可否を決定するものとする。
- ・行政管理課は、コードレビューや動作検証、その他の技術的な要素が含まれるものの確認について、技術的知識を有する職員を任命し、助言を得ることができる。

11. コメント機能の運用

(1)アプリやデータに対してのコメントは、業務上必要な範囲で行うこと。

(2)コメントにあたり、公序良俗に反する発言や公務員としてふさわしくない発言は決して行わないこと。

12. 罰則

本利用規約に違反した職員に対しては、その重大性、発生した事案の状況等に応じて地方公務員法による懲戒処分及び我孫子市個人情報保護条例の罰則規定の処分対象とする。

13. 本利用規約の改定

本利用規約は、我孫子市情報資産保全対策方針（我孫子市セキュリティポリシー）の改定など、必要に応じて改定する。なお、改定にあたり、統括情報責任者の承認を得るものとする。

附則

この規約は令和4年7月12日から効力を発する。